

令和8年9月から実施!

所得制限なし!
こどもの年齢制限を完全撤廃!

子育て家庭の経済的負担を軽減するため

第2子の保育料を無償化します!

制度の概要

- 保護者の所得やきょうだい（第1子）の年齢に関係なく、0～2歳児クラスに通う全ての第2子の保育料を無償化します。
- 令和8年9月の保育料改定分から開始します。

改正のポイント

- 世帯年収による所得制限を撤廃します。
- これまで、年収約640万円以上の世帯については、小学生以上の子は第1子としてカウントされていませんでしたが、令和8年9月分からは第1子としてカウントします。

対象者

- 認可保育施設を利用する第2子以降のお子さんがいる家庭

※3歳以上児クラスの子や現状の取扱いにおける第3子以降の保育料は既に無料です。

※現状の取扱いにおける第2子（年収約640万円未満の世帯）の保育料は既に無料です。

★国の現行の制度と合わせて**第2子以降の保育料が無償化**となります。

全世帯

<第1子が小学生以上の場合の例>

第1子

第2子

第3子

第4子

小学生以上

就学前（0～2歳児クラス）



第1子として
カウントしない

第1子
全額負担

第2子
半額負担

第3子
無料

※年収約640万円以上の世帯は保育料を負担

令和8年8月分まで

令和8年9月分から

第1子として
カウントする

世帯年収にかかわらず保育料が無料